

「なら男女GENKIプラン」概要

計画期間 2006年(平成18年)度～2015年(平成27年)度
計画の性格
 ・男女共同参画社会基本法(第14条)、奈良県男女共同参画推進条例(第9条)に基づく法定計画
 ・奈良県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、県・市町村・企業・民間団体が主体的に取り組み、総合的に推進
 ・(仮称)やまと21世紀ビジョン、国の男女共同参画基本計画(第2次)との整合性を図り策定

計画の基本理念 (＝奈良県男女共同参画推進条例の基本理念)
 ◆ 男女の人権の尊重
 ◆ 社会における制度または慣行の配慮
 ◆ 方針の立案・決定の場への共同参画
 ◆ 家庭生活その他の社会生活へ男女が共にかかわること
 ◆ 国際社会における取組を勘案した推進

男女共同参画社会実現に向けた主な課題

職場

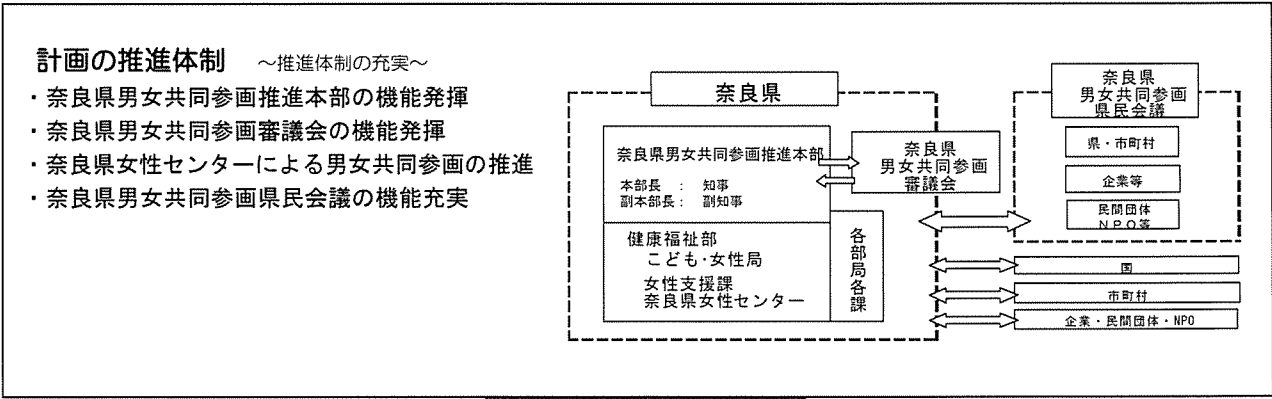
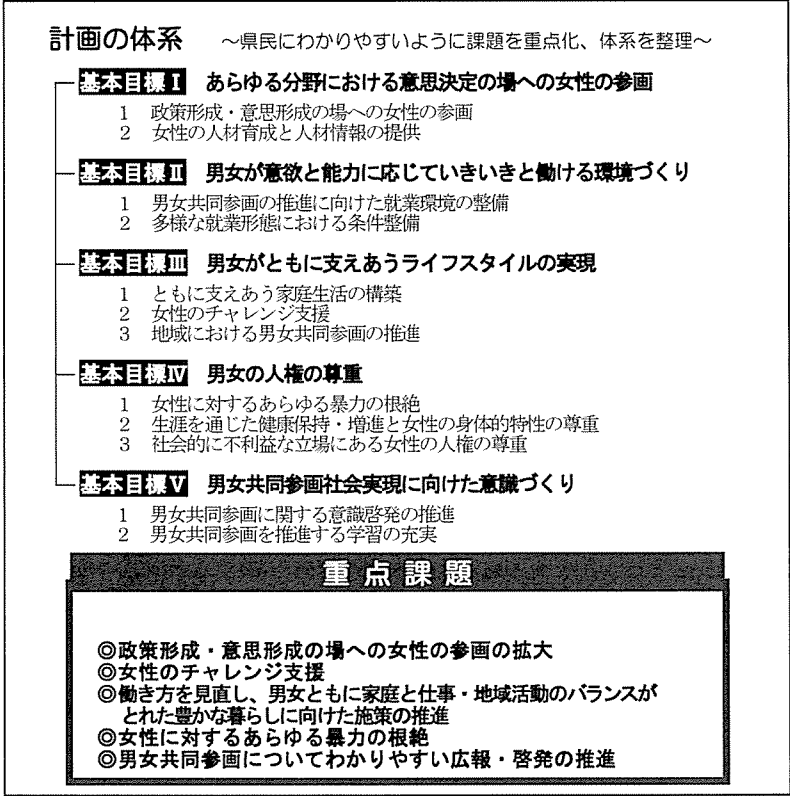
- ・法制度は整備されたが、男女とも仕事と家庭等の両立は困難な状況
- ・仕事を中断し一旦家庭に入った女性の「再チャレンジ」(再就職等)の推進が必要

家庭・地域

- ・少子高齢化の進展の中、安心して子どもを生き、育て、高齢者を介護できる環境の整備と男性の家庭生活への参画が必要
- ・核家族化、高齢世帯の増加を踏まえ、コミュニティの活性化のため、男女とも地域活動への積極的な参画推進が必要

女性の人権

- ・DV、セクハラ、性犯罪等女性に対する暴力の根絶への取組が引き続き必要



男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会の実現

■「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画―第2次)」の
後期5年目標(平成23~27年度)

目標数: 33

基本目標	目 標	策定 当初値	年度・ 時点	現況値	年度・ 時点	目標値(H27年度)	参考 [当初目標値] (H22年度)
基本目標Ⅰ あらゆる分野 における 意思決定の 場への 女性の参画	県審議会等における女性の割合	30.9%	H17.12.31	30.5%	H23.3.31	40%	女性委員割合 30%以上を維持
	市町村審議会等における女性の割合	22.6%	H17.3.31	20.3%	H23.3.31	30%	30%に近づける
	管理的職業従事者における女性の割合	8.8%	H14	11.3%	H19	12% 就業構造基本 調査H24結果をふ まえ見直し	12% (H27)
	県職員の管理職における女性の割合 (課長補佐級以上) (医療関係職員、教育委員会、県警を除く)	5.4%	H17.4.1	7.4%	H23.4.1	10%	8% (H27)
	校長・教頭職における女性の割合(公立のみ)	9.8%	H17.5.1	8.7%	H23.4.1	14%	14%
基本目標Ⅱ 男女が意欲と 能力に応じて いきいきと 働ける 環境づくり	女性の就業率(35~49歳)	52.9%	H12	57.5%	H17	60% 国勢調査H22 結果をふまえ見直 し	60% (H27)
	育児休業制度を規定する企業の割合	72.6%	H17	84.3%	H22	90%	80%
	介護休業制度を規定する企業の割合	65.1%	H17	81.0%	H22	85%	75%
	企業における女性の育児休業取得率	66.9%	H17	93.0%	H22	95%	80%
	年次有給休暇取得日数	7.2日	H15	6.8日	H21	10日	10日
	女性の技能検定合格者数	681人 (累計)	H17	1,124人 (累計)	H22	1,600人 (累計)	1,400人 (累計)
	農業経営における家族経営協定締結数	109件	H16	140件	H22	145件	140件
	新 県男性職員の「育児参加のための休暇」※1取 得率	-	-	27.4%	H21	100%	-
基本目標Ⅲ 男女がともに 支えあう ライフスタイル の実現	男性の家事時間(1日平均)	33分	H13	36分	H18	50分 社会生活基 本調査H23結果を ふまえ見直し	50分 (H27)
	放課後児童クラブ数	174箇所	H17	238箇所	H23	245箇所	230箇所
	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	4市	H17	9市	H23.4	12市町村	13市町村 (H21)
	ヘルパー養成数	30,807人	H3~16計	44,801人	H3~ 23.5.23計	53,000人 (H3~27計)	46,000人 (H3~22計)
	女性のチャレンジ支援関連講座受講者数	239人	H17	2,214人	H18~22 計	1,300人 (H23~27計)	1,200人 (H18~22計)
	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を目 的にしているNPO法人数	31法人	H16	46法人	H22	60法人	50法人
	一時預かり事業実施箇所数	46箇所	H17	54箇所	H22	79箇所	60箇所 (H21)
	新 女性の仕事時間(1日平均)	-	-	4時間40分	H18	5時間 社会生活基 本調査H23結果を ふまえ見直し	-
	新 延長保育事業実施箇所数	-	-	141箇所	H22	154箇所	-
	新 地域子育て支援拠点設置箇所数(ひろば型)	-	-	32箇所	H22	47箇所	-

基本 目標	目 標	策定 当初値	年度・ 時点	現況値	年度・ 時点	目標値(H27年度)	参考 [当初目標値] (H22年度)	
基本目標Ⅳ 男女の人権の 尊重		56人	H17	574人	H18～22 計	500人 (H23～27計)	350人 (H18～22計)	
	新	県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合（教科の保健学習を除く）	-	-	-	50%	-	
	新	母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）のバンク登録者の就業率	-	-	34.5%	H22	50%	-
基本目標Ⅴ 男女共同参画 社会実現に 向けた 意識づくり		79件	H16	113件	H22	120件	100件	
		男女共同参画リーダー養成講座受講生のいる市町村数	56.4%	H17	27市町村 (69.2%)	H22	39市町村 (100%)	39市町村 (100%)(H21)
		男女共同参画計画策定市町村数	30.8%	H17	12市町村 (30.8%)	H23	16市町村 (41%)	16市町村 (40%)
		子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級、教職員研修等への家庭教育を支援できる人材の派遣回数	86回	H16	135回	H22	140回	130回
		若者の自立を図るキャリア教育の推進（職場体験、インターンシップ等体験実施校の割合）	小 一% 中 89.7% 高 90.7%	H17	小 一% 中 92.5% 高 76.5%	H22	100%	100%
		教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数	962人	H13～16 合計	3,572人	H13～22 合計	3,500人 (H23～27合計)	2,800人 (H13～22合計)
	新	男女共同参画啓発イベント等を実施する市町村数	-	-	15市町村 (38.5%)	H23	20市町村 (51.2%)	-

※1 男性職員が妻の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合14週間)前の日から出産後8週間を経過する日までの期間に、生まれてくる子又は小学校就学前までの子を養育するための有給休暇(5日以内)です。小学校就学前までの上の子どもがいない場合は、当該子の出生後のみ取得可能。

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

奈良県では、1986年(昭和61年)に策定した「奈良県婦人行動計画」、1997年(平成9年)に策定した「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)」、2002年(平成14年)に改訂した「奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版)」に基づき、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、重要な意思決定の場への女性の参画はまだまだ少なく、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行・慣習などが依然として残存しています。さらに、少子・高齢化の一層の進展、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化による男女間の収入格差の拡大、配偶者からの暴力をはじめとする女性に対する暴力の深刻化など、女性を取り巻く状況の変化への対応が求められています。

こうした課題の解決に向け、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会を目指した奈良県男女共同参画計画(第2次)を策定しました。

2. 計画の基本目標

「奈良県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、次の5つを基本目標として設定し、これらの目標達成に向けた課題及び施策の方向を示し、具体的施策に取り組みます。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

地方自治体での施策はもちろん、企業や各種団体・組合、また地域活動や市民活動等、あらゆる分野における政策形成・意思形成過程への女性の参画は、男女共同参画を実現する基盤となるものです。意思決定の場への女性の参画を進めるために、女性の積極的な登用や女性の人材育成、人材情報の収集・提供を進めます。

基本目標Ⅱ 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

就労の場において、女性が男性と均等な機会と待遇を得ていきいきと働けるよう、男女がともに仕事と育児・介護の両立がしやすい環境整備を引き続き推進します。また、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、ワークシェアリング等の普及推進や働き方に応じた適正な処遇や労働条件の確保、就業に向けた能力開発等への支援に努めます。

基本目標Ⅲ 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

少子・高齢化が進展する中、男女が安心して子育てや介護など、家族としての責任を果たすことができる社会の形成が必要です。働き方を見直し、男女ともに家庭と仕事・地域活動のバランスのとれた豊かな生活を営めるよう支援します。また、チャレンジしたい女性が就業や地域活動等に希望をもってチャレンジできるための体制づくりを進めます。

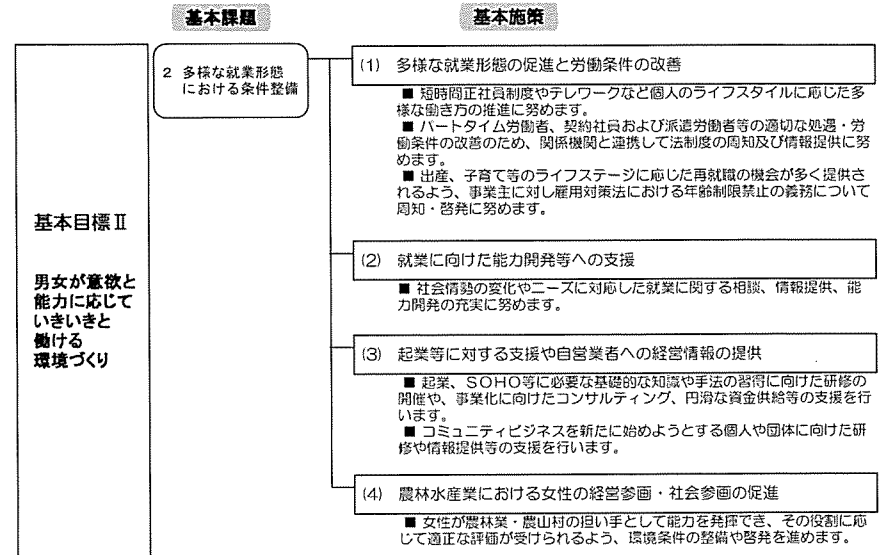
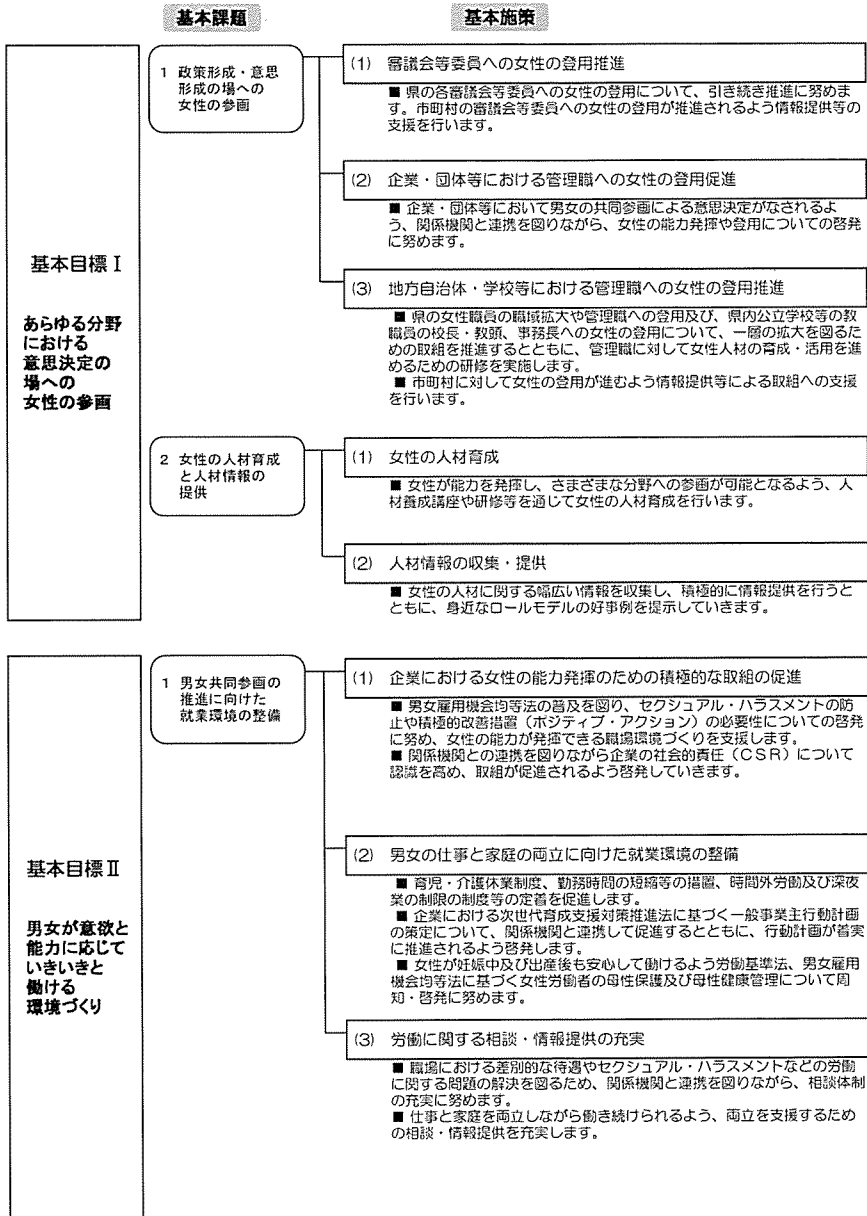
基本目標Ⅳ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現には、男女一人一人の人権の尊重が基本です。夫・パートナー等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、根絶に向けた一層の取組を進めます。また、男女がそれぞれの身体の違いを理解し、お互いの性を尊重するために、生涯を通じた健康保持・増進と性の尊重についての認識の浸透を進めます。

基本目標Ⅴ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

男女が各人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を払しょくすることが重要です。引き続き、男女共同参画に対する正確な理解の浸透とその必要性について意識啓発を進めるとともに、男女が自立の意識を育み、さまざまな分野で活躍することを可能にする教育・学習の充実を図ります。

「なら男女GENKIプラン」施策体系



基本課題

基本施策

1 ともに支えあう
家庭生活の構築

- (1) 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援
 - 「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、男性は家庭生活や地域活動に、女性も地域活動や仕事などに積極的に参画し、生き方の選択を広げるバランスがとれた生活への支援を行います。
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境の整備
 - すべての親子に対する子育てを支援するため、地域における子育て支援、多様な保育サービスの充実、子育て相談体制の充実、子育て情報の提供、子育てサークル及び子育てネットワーク支援など子育て支援体制の強化に努めます。
 - 児童虐待に対し、防止から早期発見、保護および自立支援にいたる相談支援体制の強化に努めます。
- (3) 高齢者の自立と介護を支援する環境の整備
 - 高齢者が社会の一員として自立し、健康で充実した生活が密めるよう、生活や就業への支援を行うとともに、生きがいの場づくり等社会参加への支援を行います。
 - 介護者、要介護者をはじめ県民すべてが介護に対する意識を変革するための啓発を行い、適正な介護サービスの整備を促進するとともに、情報提供や相談などの支援を充実します。
 - 高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう必要な支援を行います。特に、高齢者虐待の防止や認知症、高齢者に対するネットワークを形成し、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に努めます。
- (4) ひとり親家庭への自立支援策の推進
 - ひとり親家庭の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などの総合的な支援策を推進します。

基本課題

基本施策

1 女性に対する
あらゆる暴力の
根絶

- (1) 関係機関との連携による総合的な支援体制等の整備
 - 女性に対する暴力が女性の人権を侵害するものであることへの理解を深め、その根絶に向けた総合的な支援体制を、各関係機関との連携により整備します。
- (2) 夫・パートナー等からの暴力防止対策の推進
 - 夫・パートナー等からの暴力の防止とともに被害者の保護および自立支援等、各関係機関との連携により総合的な支援策を進めます。
- (3) 性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止の強化
 - 女性の人権を著しく侵害する性暴力・性犯罪・売買春の根絶に向けた取締りを強化するとともに、被害者の支援を行います。
 - 児童買春、児童ポルノの根絶に向けた取締りを強化するとともに、被害児童や保護者に対する相談等の立ち寄り支援体制を充実させます。
 - 青少年に有害な図書類の指定、青少年への販売等の制限などを定めた児童青少年健全育成条例の適切な運用を行います。
 - 職場・学校・地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発に努めるとともに、相談体制の充実にも努めます。

基本目標Ⅳ
男女の人権の
尊重

基本目標Ⅲ

男女がともに
支えあう
ライフスタイル
の実現

2 女性の
チャレンジ支援

- (1) チャレンジ支援のためのネットワークの推進
 - チャレンジしたい女性のニーズに応じて、必要な支援情報を総合的、体系的に提供し、実際の社会的活動までにつながるような支援をワンストップ・サービスで行うための支援拠点施設としての県女性センターの機能を充実します。
 - 総合的、体系的なチャレンジ支援を継続的に行うために、関係機関の相互連携としてのチャレンジ支援ネットワーク体系を構築します。
 - 女性が希望をもってチャレンジできるよう身近なロールモデルを積極的に提示していきます。
- (2) 再チャレンジへの支援
 - 結婚・出産・育児等のために退職した女性が、就職や地域活動等に再チャレンジできるよう、相談窓口や能力開発のためのセミナー、技術講習等の充実にも努めます。

3 地域における
男女共同参画の
推進

- (1) ボランティア・NPO活動の推進
 - ボランティア・NPO活動の活性化・裾野拡大のための情報提供や普及活動等を展開するとともに、行政とボランティア・NPOとの協働を推進します。
- (2) 男女で支えあう地域づくり活動の推進
 - 地域において男女共同参画を積極的に推進する人材を育成します。
 - 地域づくり活動に県民が幅広く参加、交流ができるように地域づくり関連情報の提供、地域づくりの人材養成等を行うことにより、地域づくり活動を推進していきます。
 - 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画等の整備を行います。

